地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書（概要）

資料11

地方公共団体金融機構法附則第25条において、設立から約10年後の平成29年度末を目途として業務の在り方全般について検討する旨が規定されていることを踏まえ、地方財政審議会に検討会を設置し、検討を行った。

地方公共団体金融機構法附則第25条に基づき、①法律の施行状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、機構の業務の実施状況を検証した結果、以下のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認された。

- 安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること。
- 小規模団体へ資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること。
- 地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- 外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること。

- 今回の検討結果としては、機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- 今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。